

羽生市の契約に係る指名停止等の措置要綱の運用基準

(平成 28 年 11 月 1 日施行)

羽生市が締結する契約に係る指名停止の措置については、「羽生市の契約に係る指名停止等の措置要綱」(以下「措置要綱」という。)に定めるほか次のとおり運用するものとする。

記

1 措置要綱第 2 条第 1 項関係

- (1) 指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止の措置を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。
- (2) 第 1 項に該当する有資格業者から指名停止を受ける原因となった部門を合併や営業譲渡等により譲り受けた有資格業者についても、指名停止の措置を行うものとする。
- (3) 第 1 項による指名停止中の有資格業者から、指名停止を受ける原因となった部門を合併や営業譲渡等により譲り受けた有資格業者については、既に受けている指名停止の期間を引き継ぐこととする。

2 措置要綱第 3 条関係

- (1) 第 3 項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名停止するための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって新たな指名停止が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。
- (2) 第 3 項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、共同企業体自らが別表第 1 又は別表第 2 の中欄に掲げる措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第 4 条第 2 項に基づく措置(以下「短期加重措置」という。)の対象としないものとする。

3 措置要綱第 4 条第 2 項関係

- (1) 有資格業者が別表第 1 又は別表第 2 の中欄に掲げるいずれかの措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- (2) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

4 措置要綱第 4 条第 5 項関係

市が発注する契約(以下「市契約」という。)に関し、別表第 2 (5) の項に掲げる措置要件に該当し、指名停止を受けた有資格業者の使用人等(有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人をいう。記 5 において同じ。)が、当該指名停止期間中に、競売入札妨害又は談合の容疑により、逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときは、「極めて悪質な事由が明らかになったとき」に該当するものとして、指名停止の期間を変更するものとする。

5 措置要綱第 4 条第 6 項関係

市契約に関し、別表第 2 (5) の項に掲げる措置要件に該当し、指名停止を受けた有資格業者の使用人等が、当該指名停止期間満了後、競売入札妨害又は談合の容疑により、逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときは、「極めて悪質な事由が明らかになったとき」に該当するものとして、さらに指名停止を行うものとする。

6 措置要綱第5条関係

- (1) 短期加重措置の対象となり、かつ、第5条各号のいずれかに該当することとなった場合は、短期加重措置の後、加重するものとする。
- (2) 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 「他の公共機関の職員」（第5号並びに別表第2(2)の項関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員を言うものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。

7 措置要綱第7条関係

措置要綱第7条に規定する「やむを得ない理由があるとき」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、指名停止の期間中に契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合とする。

- ア 契約の履行内容が特許等特別な技術を必要とするものであり、指名停止中の者しか契約の相手方がいない場合
- イ 契約の履行内容が、現に履行期間中にある契約の履行内容と直接関連するものであり、他の者に履行させることが著しく不利となる場合
- ウ 契約の履行内容が、緊急の必要性があり指名停止中の者しか契約の目的を達成することができない場合

8 措置要綱第9条関係

- (1) 指名停止に至らない事由に関する措置において、口頭による注意の喚起を行う場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - ア 所定の入札辞退届を入札までに提出することなく、入札しなかったとき
 - イ 「羽生市競争入札参加者心得」に反し、無効となる入札を行ったとき（ただし、最低制限を設けた入札において、最低制限価格を下回った価格を記載したことによる無効の入札は除く）
 - ウ 特別な事由もなく、当該契約の監督員等からの指示に従わなかったとき
 - エ 市の発注する建設工事等の完了検査において、工事成績点が70点未満のとき
 - オ 上記以外で口頭による注意の喚起を行うことが適当と認められるとき
- (2) 監督員等の指示に従わないときとは、例として次のような場合がある。
 - ア 羽生市建設工事標準請負契約約款第10条第3項の規定に基づく現場代理人の常駐緩和の緩和措置に違反したとき
 - イ 正当な理由がなく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき（原則、契約締結から30日以内に着手）
 - ウ 有資格者が作業に立ち会わないとき
 - エ 建設業法及び労働安全衛生法等の関係法令に基づく施工管理、安全管理及び品質管理が適切に実施されていないとき
- (3) 発注機関の長は、その契約に関して指名停止に至らない事由に関する措置において、口頭による注意の喚起を行った場合は、速やかに様式第3号により企画財務部長へ報告するものとする。
- (4) 口頭による注意の喚起を行った場合は、様式第4号によりその内容を受注者と共に確認し、建設工事等の契約に係る監督員等及び現場代理人等の押印後に、その写しを受注者へ渡すものとする。

9 措置要綱別表第1関係

- (1) 低入札価格調査を行った市発注工事において、過失による粗雑工事（(2)の項関係）の措置要件に該当した場合の指名停止の期間は、少なくとも3か月とする。
- (2) 一般工事等における過失による粗雑工事（(3)の項関係）について、かしが重大であると認め

- られるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合、又は他の行政機関から過失による粗雑工事として指名停止を措置された場合とする。
- (3) 市契約の履行に当たり、契約に違反した場合は、例として次のような場合がある。
- ア 契約書や約款などに規定されている、報告を怠った場合等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合
 - イ 指名停止中の有資格業者を下請負人として使用した場合
- (4) 公衆損害事故又は関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止を行わないこと。(5)の項から(8)の項まで
- ア 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)
 - イ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故(例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)
- (5) 市契約における事故((5)の項及び(7)の項関係)について、安全管理の措置が不相当であると認められるのは、原則としてアの場合とする。
- ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。
- ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合
 - イ 当該契約の関係者が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
- (6) 一般契約における事故((6)の項及び(8)の項関係)について、安全管理の措置が不相当であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該契約の関係者が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。
- (7) 発注機関の長は、その契約に関して措置要綱別表第1に該当すると認められる粗雑工事、契約違反、事故等の事実又は行為があったときは、速やかに様式第1号により企画財務部長へ報告するものとする。

10 措置要綱別表第2関係

- (1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」((1)の項関係)とは、専務取締役以上の肩書を言うものとする。
- (2) 「実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者」((1)の項関係)の確認は、起訴状、当該業者からの聴取結果などに基づいて行うものとする。
- (3) 独占禁止法第3条に違反した場合((3)の項関係)は、次のアからエまでに掲げる事実を知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
- ア 排除措置命令
 - イ 課徴金納付命令
 - ウ 刑事告発
 - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕
- (4) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合((3)の項関係)は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
- (5) 別表第2(3)の項に掲げる措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。
- この場合において、この項前段の期間が別表第2(3)の項に定める期間の短期を下回る場合においては、措置要綱第4条第3項の規定を適用するものとする。
- (6) 「業務」((3)、(4)及び(7)の項)とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般を言うものであること。

- (7) 建設業法違反（(6)の項関係）について、建設業法の規定に違反し、市契約の相手方として不
適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。
- ア 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経
ないで公訴を提起された場合
 - イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（市長が軽微なもの判断した場合を除
く。）
- (8) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」（(7)の項関係）とは、原則として、次の場合をいう
ものとする。
- ア 代表役員等、一般役員等又は使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮
捕を経ないで公訴を提起された場合
 - イ 市契約に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続きの大幅な遅延等の著
しく信頼関係を損なう行為があった場合
 - ウ 低入札価格調査を行うこととした入札において、低入札価格調査に応じない等著しく信頼関
係を損なう行為があった場合
- (9) 報告義務違反（(9)の項関係）は、「公共工事への暴力団等の不当介入対応マニュアル」に規
定する報告が必要な事実又は行為があったにも関わらず、当該報告を行わなかった場合をいう。
- (10) 度重なる警告（(10)の項関係）について、3年間の間に2回以上書面による警告を受ける累
積とは、措置事案発生日を開始日として3年間累積するものとする。
- (11) 発注機関の長は、その契約に関して措置要綱別表第2に該当すると認められる建設業法違反、
不正又は不誠実な行為等の事実又は行為があったときは、速やかに様式第1号により企画財務部
長へ報告するものとする。

1 1 措置要綱別表第3関係

- (1) 「数度にわたり「羽生市競争入札参加者心得」に反して無効となる入札を行う」（3の項関係）
及び「監督員等から数度にわたり手直し又は是正指導を受け、又は指示に従わない」（4の項関
係）とは、措置要綱第9条第1項に規定する「口頭による注意の喚起」を1年間の間に2回以上
受けた場合をいう。
- この場合において、1年間の間に2回以上「口頭による注意の喚起」を受ける累積は、措置事
案発生日を開始日として1年間累積するものとする。
- (2) 発注機関の長は、その契約に関して措置要綱別表第3に該当すると認められる事実又は行為が
あったときは、速やかに様式第2号により企画財務部長へ報告するものとする。

様式第1号

第 号
年 月 日

企画財務部長 様

部(所)長

工 事 事 故 等 発 生 報 告 書

下記の有資格業者について、羽生市の契約に係る指名停止等の措置要綱に該当する事故等がありましたので、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
契約名	
発生時期	
発生場所	
指名停止要綱該当条項	
(概要)	

様式第2号

第 号
年 月 日

企画財務部長 様

部(所)長

書 面 警 告 対 象 事 実 報 告 書

下記の有資格業者について、羽生市の契約に係る指名停止等の措置要綱別表第3の措置要件に該当する事実又は行為がありましたので、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
契約名	
発生時期	
発生場所	
該当項目	<input type="checkbox"/> 2の項、 <input type="checkbox"/> 3の項、 <input type="checkbox"/> 4の項、 <input type="checkbox"/> 5の項（該当項目をチェックすること。）
(概要)	

関係書類

- 2の項に該当：不当介入報告(届出)書(発注者用)の写し
- 3の項に該当：口頭注意対象事実報告書(様式第3号)の写し
市契約における口頭注意事実確認書(様式第4号)の写し
- 4の項に該当：口頭注意対象事実報告書(様式第3号)の写し
市契約における口頭注意事実確認書(様式第4号)の写し
- 5の項に該当：「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について」の写し

様式第3号

第 号
年 月 日

企画財務部長 様

部(所)長

口頭注意対象事実報告書

下記の有資格者について、羽生市の契約に係る指名停止等の措置要綱第9条第1項に該当する事実又は行為がありましたので、別紙のとおり報告します。

関係書類

市契約における口頭注意事実確認書(様式第4号)の写し

様式第4号

市契約における口頭注意事実確認書

下記の契約について、羽生市の契約に係る指名停止等の措置要綱第9条第1項に該当する口頭注意について、下記のとおり確認します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
契約名又は入札件名	
口頭注意発生日	
(概要)	

発注者 (監督員等)

受注者 (建設工事における 現場代理人等)

- 注) 1 羽生市の契約に係る指名停止等の措置要綱第9条第1項に該当する口頭による注意の喚起を1年間の間に2回以上受けた場合は、同条第2項の規定による書面による警告を行います。
- 2 1年間の間に2回以上口頭による注意の喚起を受ける累積は、口頭注意発生日を開始日として1年間累積します。